

## 新エネルギーの固定価格買取義務化の動きに関して

参議院議員 藤原正司

- ◇ 先月、経産大臣が、太陽光発電の余剰電力を固定価格で買い取る制度の導入を発表して以降、メディア等では、大きく分けて次の2種類の反応が見られました。
  - ・ 固定価格買取制度（F I T）の導入を単純に喜ぶ声
  - ・ ドイツ型の「全種・全量買取り」でないことへの不満の声
  
- ◇ どちらの声の背景にも、F I Tとりわけドイツ型F I Tを一つの理想像として、無批判に受け入れる態度があると思われるではありません。
  
- ◇ ドイツは、国内の石炭産業を保護するため、発電比率の約半分が石炭火力発電であり、脱原子力政策を掲げる国です。日本とは置かれた状況が異なることを理解すべきです。
  
- ◇ そしてF I T自体、本当に理想の制度なのでしょうか。問題や弊害は何もないのでしょうか。我々は、立ち止まって考える必要があります。
  
- ◇ 以下、党内論議の一助とすべく、私の考える3つの問題点と、あるべき姿についてまとめました。  
ご高覧のうえ、ご意見いただければ幸いです。

## 問題点1. FITは増税の一種です

FITでは、国が電力会社に対して、新エネで発電された電気を通常より高い単価で買い取るよう義務付けます。その買取費用が転嫁され、電気代は値上がりします。

ドイツでは、たくさんの電気を使う工場などには、電気代の減免措置を講じましたが、その分、一般家庭や中小企業にしわ寄せされました。

日本では、国民生活や産業活動に新たな負担が生じることについて、十分理解されているでしょうか。

経産大臣は、太陽光発電の余剰電力に限定した今回の案では、各家庭の負担は1カ月あたり数十円から100円までになるとの認識を示しました。

もしもドイツのように、全ての新エネを全量買取りすれば、家庭や企業の負担はもっと大きくなります。

国民負担に対する慎重な検討と、国民からの広い理解を得る努力抜きには進められない話だと考えます。

## 問題点2. FITには「金持ち優遇」の一面があります

FITが増税の一種であると述べましたが、増税にならない人たちがいます。250万円かかる太陽光パネルなど、比較的高額な商品である新エネ発電設備を設置できる、多くは一戸建てや広い土地を持つ人たちです。そうした人たちにとって、FITは、「電気代がタダになり、さらにお金が入ってくる制度」です。

そしてその財源は、新エネ設備を付けられない人（太陽光パネルを付けられない集合住宅入居者など）によって賄われます。

消費税の逆進性がよく問題にされますが、設備設置者は負担ゼロという点で、より大きな逆進性があると言えるかもしれません。

他の制度と比べてみましょう。税金は、受益者負担の原則に基づき、支払い能力に応じた額が徴収され、用途の妥当性や公平性を考慮した配分がなされます。

保険や共済は、結果として給付を受けられるかどうかは別にして、全ての出資者は受益者として金銭的な見返りを受ける権利を有します。

FITはこのどちらとも違います。最も近いのは「募金」でしょうか。公益のためとはいえ、国が所得の低い人や受益者になりたくてもなれない人に対してまで、高額設備の保有者への募金を強制するというのはおかしい話です。

### 問題点3. 大量の新エネを受け入れる技術基盤はまだ整っていません

「ドイツのように設置者が儲かる制度を入れれば、どんどんクリーンな新エネが増えて、化石燃料に頼らない素晴らしい世の中になる！」

そんな意見を目にします。

確かに、買取価格を定めるFITは、導入目標量を定めるRPSと異なり、いわば天井知らずで新エネが増える可能性がある制度です。

では、新エネは増えれば増えるほど良いのでしょうか。たとえば、今すぐ新エネ発電比率が50%になったら、世の中どうなると思いますか。

天候に左右される太陽光発電や風力発電を大量に導入する場合、次の技術的課題を、これからクリアしていく必要があります。

- ① 「曇り」、「無風」、「夜間」に備える蓄電池の機能向上、大量設置
- ② 既存の発電所、新エネ発電、蓄電池、これらを同時に使って、国中の電圧、周波数(50Hz/60Hz)を安定させる制御技術の獲得

この2つの課題はそれほど簡単ではありません。相当のお金と時間がかかります。

①については、政府の最大目標（2030年に太陽光発電約5,300万KW）達成のためには、蓄電池の設置だけで約6兆円もの投資が必要です。

②は、これから研究開発を進めていく段階であり、十分な知見の蓄積に今後10年以上必要とされています。

長期的に新エネの拡大を進めることに異論はありませんが、これらの技術開発の進展具合も見ながら、新エネの導入量を調節することも考えていく必要があります。

なお、上の質問の答えですが、今すぐ太陽光や風力などの新エネ発電が50%になった場合、少なくとも曇り・無風の昼間には大停電が起きると思われま...

参考：

「オバマは既にスマートグリッドを進めているぞ！」との声が聞こえてきそうです。

しかし、実はあれ、そんなに格好のよいものではありません。ハイテクで信頼度の高い、すなわち「日本のような」送電線網を作るためにこれから投資しようという話です。

アメリカは、電力自由化の影響もあり、送電系統への投資が非常に遅れていたのです。オバマのはそれを取り戻す取り組みであり、未来の系統制御技術が開発途上という状況はアメリカも日本と同じなのです。

## あるべき姿

1. この不況下で、国民生活・国内産業に追加負担を求めることには慎重であるべきです。きれいなイメージが先行する議論は危険です。

安易に電気料金に財源を求めるのではなく、既存の財源の活用など、国としてコスト負担最小化の余地はないのか、検証するのが先だと思います。

たとえば、「エネルギー対策特別会計（需給勘定）」の「前年度剰余金受入」の項目は、毎年1千億円以上、予算より決算が多くなっています。この差分などは活用できないでしょうか。

参考：エネ特会計（需給勘定） 前年度剰余金の予算・決算（億円）

	（予算）	（決算）
H21年度	806	—
H20年度	1758	3012
H19年度	1143	2949
H18年度	1973	4383
H17年度	2618	5058

2. 新エネはみな同じではありません。技術の進展状況や、今後の有望性を科学的に判断したうえで分類し、それぞれに相応しい助成を行うべきです。

新エネは、大きく次の3種類に分けられると考えています。

長男：既に火力などとコスト競争できるレベルの電源	・・・	風力 等
次男：近い将来、コストダウンと市場拡大が見込める電源	・・・	太陽光
三男：エネルギー効率が低いものや研究開発中のものなど、市場ベースに乗る見通しが立っていない電源	・・・	その他新エネ

これらに対する政策の基本的な考え方は、長男＝R P S（市場取引）、次男＝設備導入時の補助、三男＝研究開発助成といった棲み分けを明確にすべきです。

3. わが国における新エネ政策の本筋は、新エネ関連産業の長期的な競争力の維持と強化に焦点を絞った、補助金や優遇税制であるべきです。

今回の経産省案は、「新エネの宣伝・啓発効果（アナウンス効果）」を中心に考えるなら理解できます。その際、家計の負担額はせいぜい月二桁（100円未満）まででしょう。

買取価格や買取期間にもよりますが、長期にわたって定額買取りを保証した場合、新エネ産業のコストダウンや技術向上が十分に進まない懸念があるのです。国が産業を保護し過ぎた結果、国際競争力を失うことがあってはなりません。

それよりも、前項のとおり、原則は市場競争にさらすこととし、助成制度としては、導入費用補助や研究開発助成などの一時的措置の方が適切だというのが私の考えです。

以下、私が前回書いたレポート（H21. 2. 24）からの抜粋です。

政策の目的が単に新エネを増やすことだけであってはなりません。新エネを将来の国の柱とするため、長期的な産業育成の視野に立った措置が必要です。

具体的には、次のような取り組みを政策の根幹とすべきです。

- ① R P S市場を維持することで、新エネ間の競争を促し、化石燃料なみのコスト水準を目指していく。  
(R P Sの目標値は、原子力や省エネ設備の普及状況など、国内C O 2排出の全体像を見ながら、現実的な目標量を設定する。)
- ② 蓄電池等の周辺技術も含め、新エネ関連の技術革新やコストダウンにつながる研究開発投資に対しては、補助金や優遇税制を大幅に拡充する。
- ③ 将来に亘り、新エネ推進を阻害するような規制（国立公園、保安林等）については、早期の撤廃または緩和を図る。一方、省エネ法の「トップランナー方式」など、新エネ・省エネの普及につながるような規制は強化していく。

## 參考資料

## 日本の新たな新エネ買取り制度（経産省案）

### □買取対象

太陽光発電の自家消費を超えた電気（余剰電力）

### □買取価格

現在の2倍程度

現在の電力会社の自主買取価格 24円程度/kWh（単価は電力会社により異なる）

### □買取義務期間

10年程度の期間

既設の設備も対象だが詳細不明

### □大規模需要家への優遇措置

なし

「全員参加型」との説明

## 日独の電源構成比

発電電力量構成比（「IEA Energy balances of OECD countries 2008 Edition」より）

単位：10億kWh(Twh)

電源（1000kw以下除く）	日		独	
石炭火力	298.9	27.4%	302.3	48.0%
石油火力	120.7	11.1%	9.6	1.5%
LNG火力	254.5	23.3%	76.1	12.1%
原子力	303.4	27.8%	167.3	26.6%
水力（揚水除く）	85.8	7.9%	19.9	3.2%
地熱	3.1	0.3%	0.0	0.0%
*太陽光	0.001	0.0%	2.2	0.4%
風力	1.8	0.2%	30.7	4.9%
バイオマス／廃棄物	18.5	1.7%	17.6	2.8%
非再生廃棄物発電	3.9	0.4%	3.7	0.6%
	計	1090.6	629.4	

再生可能エネ(再掲)

日	独
10.0%	11.2%

\* 資源エネルギー庁の試算によれば、日本の太陽光は小規模の家庭用なども含めると1.8(10億kWh)程度となる。

# ドイツの固定価格買取 (FIT: フィット インタフ) 制度

以下、この項の出典: 渡邊齊志(2005)「ドイツの再生可能エネルギー法」, 『外国の立法 225』

## □買取対象

風力、太陽光、廃棄物ガス、汚泥ガス、バイオマス (農業もしくは林業による生産物または生物由来の残渣)、地熱、坑内ガス

\*買取義務の免除

水力、廃棄物ガス、汚泥ガスのうち、出力5メガワット超の施設で生産された電力  
バイオマスのうち出力20メガワット超の施設で生産された電力

## □買取価格 (1セントは100分の1ユーロ)

太陽光	43.01 セント	(2009年稼働開始分に適用。過去最高は62.4セントだったが、毎年引き下げられている。)
風力 (地上)	8.7 セント	(稼働後5年以降は5.5セント)
(海上)	9.1 セント	(稼働後12年以降は6.19セント)
水力 (500kw 以下)	9.67 セント	
(5MW 以下)	6.65 セント	
廃棄物ガス・汚泥ガス		
(500kw 以下)	7.67 セント	(坑内ガスのみ5MW以上にも適用)
(5MW 以下)	6.65 セント	
バイオマス		
(150kw 以下)	11.5 セント	(500kw 以下) 9.9 セント
(5MW 以下)	8.9 セント	(5MW 以下) 8.4 セント
地熱 (5MW 以下)	15.0 セント	(10MW 以下) 14.0 セント
(20MW 以下)	8.95 セント	(20MW 超) 7.16 セント

□買取義務期間 発電施設の稼働から20年間

## □大規模需要家への優遇措置

(エネルギー集約型企業の優遇)

エネルギー集約型企業の負担を軽減するために、1年間に消費した電力が10ギガワットを超え、かつ、総付加価値に占める電気料金の割合が15%を超えた製造業者および鉄道会社は、購入電力量の10ギガワット時を超える部分について、再生可能エネルギーによる電力の買取りに伴って発生する付加的なコストが、1キロワット時につき\*0.05セントに抑えられることとされた。

※本来のコストの2分の1程度

## ドイツの脱原子力政策

将来予測では、2020年に原子力発電所がすべて閉鎖されることが前提にされています。以下、国立国会図書館調べ。

(経緯)

ドイツでは、1979年のアメリカのスリーマイル島原発事故および1986年のソ連のチェルノブイリ原発事故の影響で、反原発の機運が盛り上がり、原子力関連施設の建設の際には、反対運動や訴訟が起こり、場合によっては激しい闘争に発展するようになった。

連邦議会では、1983年に、反原発運動を主張する緑の党が進出し、1984年に、原発の即時廃止を定めた法律案を提出した。それまで原発推進の立場であったSPD（社会民主党）も、政策を転換し、1987年に、段階的な原発廃止を求める法律案を提出した。

SPD政権、ないしSPDと緑の党の連立政権が樹立されていたラント(州)では、原子力からの撤退をめざした法律執行や妨害行為が行われた。

こうしたなか、1998年の連邦議会選挙で勝利したSPDが同盟90/緑の党と協定を結び、連立政権を発足させた。両政党は、連立協定の中で原子力エネルギーからの撤退を決定した。

この方針に基づき、連邦政府は、2000年に、4大電力会社との間で、原発の新規建設を法律によって禁止することなどを内容とした脱原発協定を締結した。

脱原発協定の締結を受けて、その内容を法律化した新原子力法案が連邦議会と連邦参議院で審議可決され、2002年4月から、施行された。

(新原子力法の内容)

概要は以下の通りである。

### ①目的の変更

旧法では「平和目的利用のための核エネルギーの研究、開発、利用を推進する」と定められていたが、「商業目的のための核エネルギー利用を秩序だてて廃止し、廃止の時点まで秩序ある稼働を保障する」に改める。

### ②新規原発の建設禁止

新規原発（及び再処理施設）の建設・操業に許可を与えない。

### ③既存原発の段階的廃止

原発の運転期間を32年とし、これに基づいて算定した残余発電量に準じて、順次廃止を進める。

### ④定期的安全審査の導入

原子力施設の創業者に10年毎の安全性検査を義務付ける。

### ⑤放射性廃棄物処理の構想変更

使用済み燃料について、再処理を禁止し、直接処分する方針に変更する。創業者に対して、使用済み燃料の中間貯蔵施設の設置を義務付ける。

## オバマのエネルギー政策

衆議院調査局作成資料(2009. 3. 5)より抜粋 (傍点は藤原事務所が付加)

### 2009年米国経済回復・再投資法案(American Recovery and Reinvestment Bill of 2009)のうち、環境関連分野の概要説明

(両院協議会で修正案が合意されたことを受けての、デイブ・オビー下院歳出委員会委員長(民主党)による概要説明文書「Summary: American Recover and Reinvestment-Conference Agreement」(2009. 2. 13)より、冒頭及び環境関連部分を抜粋して仮訳)

(略)

**信頼できる、効率的な、電力網**：電力網をより効率的で安全かつ信頼できるよう最新化し、かつ、国中のエネルギー生産現場からクリーンかつ再生可能なエネルギーを送る新たな送電線を敷設するために、「スマートグリッド投資プログラム」に係る研究開発、パイロットプロジェクト及び連邦のマッチング・ファンドに対し、110億ドル。(以下略)